



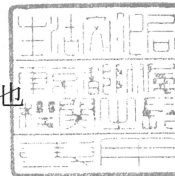
平成30年11月13日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の
規定に基づく諮問について（答申）

平成30年9月27日付30主資評第246号により、当審議会に対して諮問された「地方税の
賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意
見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会は、「地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産））における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 国税連携システムについて

- (1) 当該事務において新たに使用を開始する国税連携システムは、全地方自治体が組織する一般社団法人地方税電子化協議会（以下「地方税電子化協議会」という。）が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）の地方税ポータルセンタと総合行政ネットワーク（LGWAN）により接続しているのみであり、外部記録媒体による情報の出力は、承認手続を経ることでのみ可能とされている。

当該事務においては、国税連携システムから取得される特定個人情報について、外部記録媒体による出力を行わず、帳票を印刷し、その記載内容を職員が税務総合支援システムに入力することとされている。当該帳票は、散逸防止の措置を講じた上で施錠保管することとされ、データの外部出力について、適正な管理が予定されている。

なお、国税連携システムは、都税事務所等多数の部署において、多数の職員により使用されることを踏まえ、出力された帳票の取扱いについては、厳格な運用管理に努めること。

(2) 当該事務において使用する国税連携システムに係るアクセス権限について、適正に管理されていることが確認された。

今後も、人事異動等の変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

2 本人確認用データについて

当該事務においては、地方税電子化協議会が納税者から受け付けた電子申告情報について、個人番号の本人確認を行うため、都が、本人確認用データを税務総合支援システムから外部記録媒体により出力し、固定資産税の電子申告に関して用いられる審査システムに登録することで同法人に提供することが予定されている。

当該事務において使用する税務総合支援システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断し、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をシステム管理部門及びデータセンタに限定し、承認手続を経ることで可能としている。

また、当該事務において使用する審査システムは、eLTAXの地方税ポータルセンタとLGWANにより接続しているのみであり、データの外部出力等について、適正な管理が行われている。

今後も引き続き、外部記録媒体等について厳格な運用管理に努めること。

3 特定個人情報の正確性担保について

課税事務の適正や納税者のプライバシー保護のためには、本人確認用データ及び税務総合支援システムに登録された情報の正確性担保が重要であることから、当該事務のあり方については、今後も引き続き、継続的検証に努めること。

4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成30年9月27日	諮問
平成30年10月1日 から同月4日まで	本評価書案概要説明・審議 (第34回特定個人情報保護評価部会)
平成30年10月18日	審議(第35回特定個人情報保護評価部会)
平成30年11月13日	「地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏